○中部地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十六号　関市小屋名字石原一七七番七から同市小屋名字附溝八六六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡字四反田一六八二番から同町大字鏡字獅々頭一一五七番まで	前	九・五五～一四・九三メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	一〇・〇一～一五・三八メートル	〇・〇七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
洲本市納字切豆一五五番一から同市納字切豆一五八番四まで	前	一四・八〇～一五・八〇メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	一七・〇〇～一八・八〇メートル	〇・〇一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十八号　洲本市納字切豆一五五番一から同市納字切豆一五八番四まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十五日

○近畿地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　田辺都市計画道路事業三・四・五号元町新庄線

三　事業施行期間　自平成二十二年三月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県田辺市湊字地下、字神田及び字塔ノ内地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千九百六十五号北部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十四―七号千里丘三島線

三　事業施行期間　自平成三年十一月二十九日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第十八号南部大阪都市計画道路事業三・二・二百十七―三号大阪河内長野線

三　事業施行期間　自平成十七年一月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県速見郡日出町大字藤原字釈迦堂一〇六〇番五から同町大字藤原字友田二二三九番一まで	前	二八・〇〇～六三・〇〇メートル	〇・七九〇キロメートル
	後	二八・〇〇～七七・〇〇メートル	〇・七九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三号